

下記の事業について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年7月11日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

ふじのくに茶の都ミュージアム カフェレストラン及びミュージアムショップ運営事業

### (2) 募集内容

ふじのくに茶の都ミュージアムの商業館において、カフェレストラン及びミュージアムショップを運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を広く募集する。

なお、詳細は「ふじのくに茶の都ミュージアム カフェレストラン及びミュージアムショップ運営事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

## 2 施設使用形態

静岡県行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用する。

## 3 使用許可期間

許可日から平成32年3月31日までとする。

## 4 応募資格

応募者は、次の項目すべてを満たすこと。

- (1) 応募書類提出時点で、静岡県内の食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業許可（飲食店）を有し、1年以上の飲食店営業実績がある者
- (2) 過去1年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがない者で、同法を遵守する管理体制を執れる者
- (3) 法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税に未納がない者
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

## 5 応募手続等

### (1) 担当

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班

電話番号：054-221-2733 FAX 番号：054-221-2299

### (2) 募集要項の配布

#### ア 配布期間

平成29年7月11日（火）から平成29年7月28日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日祝日除く。）

#### イ 配布場所

申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）

### (3) 現場見学

施設の現場見학을希望する場合は下記により申し込むこと。

#### ア 申込期限

平成29年7月19日（水）までの午前9時から午後5時まで（土日祝日除く。）

#### イ 申込方法

電話で上記(1)まで申し込むこと。

#### ウ 見学日時

申込者と調整の上、設定する。

### (4) 募集に関する質問

#### ア 質問期限

平成29年7月19日（水）までの午前9時から午後5時まで（土日祝日除く。）

#### イ 提出書類及び送付先

「募集要項」による。

#### ウ 回答日

平成29年7月25日（火）

#### エ 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにより、応募者全員に送付する。

### (5) 応募方法

募集要項に定められた必要書類を下記により提出すること。

#### ア 提出場所 上記(1)まで

#### イ 提出期限 平成29年7月28日（金）までの午前9時から午後5時まで（土日祝日除く。）

## 6 審査及び選定

「ふじのくに茶の都ミュージアムカフェレストラン及びミュージアムショップ運営事業者選定審査委員

会」を設置し、提出された書類及びプレゼンテーション審査の結果に基づく総合評価により選定する。

#### 7 その他

- (1) 詳細は募集要項による。
- (2) 契約手続き等において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (3) その他詳細不明の点については、静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班（電話番号 054-221-2733）に照会すること。